

議案第2号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成21年2月10日

沖 縄 県 教 育 委 員 会

教育長が議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

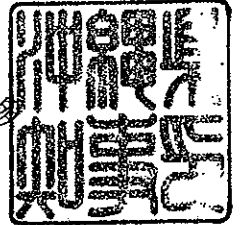
「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」に対する
意見

「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について
は異議ありません。

総人第1642号
平成21年2月4日

沖縄県教育委員会 殿

沖縄県知事 仲井眞 弘多



沖縄県教育委員会の意見を聴取すべき議案について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。



沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部
を改正する条例（案）

平成21年2月議会（定例会）

総務部 人事課

条例案の概要の説明

部課名 総務部人事課

1 件名

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、家畜保健衛生手当等を廃止するほか、社会福祉手当等について、その支給要件及び支給額を改める必要がある。
- (2) (1)の改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 次に掲げる特殊勤務手当を廃止することとする。(第2条、第20条、第38条、第44条及び第48条関係)
 - ア 家畜保健衛生手当
 - イ 職業訓練手当
 - ウ 農業教育指導手当
 - エ 航空機整備業務手当
- (2) 次に掲げる特殊勤務手当について、支給要件又は支給額を改めることとする。(第9条、第21条、第24条、第39条、第43条、第50条、第53条及び第54条関係)
 - ア 社会福祉手当
 - イ 浄化処理作業手当
 - ウ 用地等交渉手当
 - エ 税務手当
 - オ 病虫害防除指導手当
 - カ 定時制夜間勤務手当
- (3) この条例は、平成21年4月1日から施行することとする。(附則第1項)
- (4) 第53条関係の改正に伴い、次の関係条例について、規定の整備を行う。(附則第2項から第5項まで)
 - ア 沖縄県職員の育児休業等に関する条例
 - イ 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例
 - ウ 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

エ 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

4 根拠法令

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条

5 関係各課との調整状況

人事委員会及び財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第18号を次のように改める。

(18) 削除

第2条第36号を次のように改める。

(36) 削除

第2条第42号を次のように改める。

(42) 削除

第2条第46号を次のように改める。

(46) 削除

第9条第2項中「勤務1月につき」を「業務に従事した日1日につき」に改め、同項第1号中「12,800円」を「680円」に改め、同項第2号中「6,400円」を「340円」に改める。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第21条第2項中「勤務1月につき8,400円」を「作業に従事した日1日につき450円」に改める。

第24条第1項中「現地において直接交渉する業務」を「交渉する業務（現地において直接交渉する業務その他の人事委員会規則で定める業務に限る。）」に改め、同条第2項第1号中「勤務1月につき14,200円」を「業務に従事した日1日につき750円（午後6時以降に現地において直接交渉する業務に従事したときにあつては、1,000円）」に改め、同項第2号中「業務に」を「現地において直接交渉する業務に」に改め、「業務が」を削り、「において行われた場合」を「に現地において直接交渉する業務に従事したとき」に改める。

第38条を次のように改める。

第38条 削除

第39条第1項中「県税に関する業務」の次に「(人事委員会規則で定める業務に限る。)」を加え、同条第2項中「勤務1月につき」を「業務に従事した日1日につき」に改め、同条第2項第1号中「9,500円」を「500円」に、「11,500円」を「610円」に、「14,000円」を「740円」に、「16,000円」を「850円」に改め、同項第2号中「19,000円」を「1,010円」に、「23,000円」を「1,220円」に、「28,000円」を「1,490円」に、「32,000円」を「1,700円」に改め、同条第3項中「(第53条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に定める額)」を削る。

第43条第1項中「人事委員会規則で定める職員」を「給与条例第5条第1項第1号の行政職給料表の適用を受ける職員のうち、人事委員会規則で定めるもの」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 職務の級が1級である職員 870円
- (2) 職務の級が2級である職員 1,200円
- (3) 職務の級が3級である職員 1,380円
- (4) 職務の級が4級である職員 1,510円
- (5) 職務の級が5級である職員 1,590円
- (6) 職務の級が6級である職員 1,690円
- (7) 職務の級が7級以上である職員 1,700円

第44条を次のように改める。

第44条 削除

第48条を次のように改める。

第48条 削除

第50条第1項中「職員(」の次に「夜間における」を、「事務職員」の次に「のうち、人事委員会規則で定める職員」を加え、「高等学校における」を「当該職員の正規の勤務時間内において夜間における」に改め、「業務に」の次に「午後5時以降において2時間以上」を加え、同条第2項中「勤務1月につき4,000円(人事委員会規則で定める職員にあつては、2,000円)」を「業務に従事した日1日につき130円」に改める。

第53条第2項を削る。

第54条を次のように改める。

第54条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第22条中「第15条」を「第15条及び第17条」に改める。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

(沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

4 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第11項第3号を削る。

(沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成20年沖縄県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例」を「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成21年沖縄県条例第 号）による改正前の沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例」に、「特殊勤務手当条例」を「改正前の特殊勤務手当条例」に改める。

附則第8項中「沖縄県職員の育児休業等に関する条例」を「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成21年沖縄県条例第 号）附則第2項の規定

による改正前の沖縄県職員の育児休業等に関する条例」に、「育児休業条例」を「改正前の育児休業条例」に、「特殊勤務手当条例」を「改正前の特殊勤務手当条例」に改める。

附則第9項中「育児休業条例」を「改正前の育児休業条例」に、「特殊勤務手当条例」を「改正前の特殊勤務手当条例」に改める。

平成21年 月 日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理 由

社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、家畜保健衛生手当等を廃止するほか、社会福祉手当等について、その支給要件及び支給額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第43条 病害虫防除指導手当は、職員（給与条例第5条第1項第1号の行政職給料表の適用を受ける職員のうち、人事委員会規則で定めるものに限る。）が病害虫の発生予防及び防除指導の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 職務の級が1級である職員 870円
- (2) 職務の級が2級である職員 1,200円
- (3) 職務の級が3級である職員 1,380円
- (4) 職務の級が4級である職員 1,510円
- (5) 職務の級が5級である職員 1,590円
- (6) 職務の級が6級である職員 1,690円
- (7) 職務の級が7級以上である職員 1,700円

第44条 削除

第48条 削除

(定時制夜間勤務手当)

第50条 定時制夜間勤務手当は、職員（夜間における定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。）が当該職員の正規の勤務時間内において夜間における定時制の課程に関する業務に午後5時以降に於いて2時間以上従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき130円とする。

第43条 病害虫防除指導手当は、職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が病害虫の発生予防及び防除指導の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1月につき当該職員の給料月額に100分の8を乗じて得た額（当該額が32,000円を超えるときは、32,000円）とする。

(農業教育指導手当)

第44条 農業教育指導手当は、職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が農業教育指導の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1月につき当該職員の給料月額に100分の10を乗じて得た額（当該額が40,000円を超えるときは、40,000円）とする。

(航空機整備業務手当)

第48条 航空機整備業務手当は、職員が航空法第24条に規定する一等航空整備士又は二等航空整備士としての業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1月につき23,000円とする。

(定時制夜間勤務手当)

第50条 定時制夜間勤務手当は、職員（定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員に限る。）が高等学校における定時制の課程に関する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1月につき4,000円（人事委員会規則で定める職員にあっては、2,000円）とする。

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

教育委員会に係る改正内容は、定時制夜間勤務手当（第 50 条）に係る部分です。

1 定時制夜間勤務手当とは

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例第 50 条に規定する「定時制夜間勤務手当」とは

夜間の定時制課程を置く高等学校に勤務する事務職員（正規の勤務時間を夜間定時制に割り振られたものに限る）が、定時制の課程に関する業務に従事したときに支給する手当。

（夜間定時に勤務する用務員、調理員の現業職についても支給：規則）

2 改正の概要

現 行	改 正（案）
① 月額 4,000 円 事務長は、2,000 円	① 日額 130 円 事務長は廃止
	② 午後 5 時以降 2 時間以上の勤務

3 改正の理由

特殊勤務手当は、本来その勤務実績に応じて支給すべきものであることから、月額支給を日額支給に改める必要がある。

支給額については、現在、当該手当を支給していない団体が 20、また、支給要件についてもそれぞれであることを勘案の上、他府県との均衡を考慮して設定。

4 支給対象者及び影響額

平成 19 年度実績で支給対象者は 40 名（現業職を含む）で、年間支給額は全体で約 170 万円。見直しにより対象者が 32 名で、年間支給額は約 96 万円と試算される。